

東京海洋大学 SIPプロジェクト 海の環境影響評価懇談会 第4回 開催報告

ヤップ・ミンリー 東京海洋大学 学術研究院・助教
発行：東京海洋大学 SIPプロジェクトチーム 発行日：2016年12月30日

国際開発のプロジェクトファイナンスにおける 環境社会配慮確認業務の実際について

キーワード

環境社会配慮確認業務
Environmental and
Social Due Diligence
(デューディリジェ
ンス) : ESDD

環境・社会関連サー
ビス Environmental and
Social Service

世界銀行(世銀)セ
ーフガードポリシー

国際金融公社(IFC)
パフォーマンス ス
タンドアード Perfor
mance Standard : PS

環境影響評価 Environ
mental Impact As
sessment: EIA

講師：大西 梨沙 AECOMエリア統括マネージャー

日時：2016年11月8日(火) 16:00-18:00

会場：東京海洋大学 品川キャンパス

マリンサイエンスミュージアム 学習室

概要：AECOMでは、世界銀行/国際金融公社やアジア開発銀行が融資対象とする海外の開発事業が適切に環境及び社会影響を配慮した形で計画及び実施されているかを確認/評価する業務をおこなっています。こうした《環境社会配慮確認》の業務にはどのような作業やプロセスが含まれ、また、どのようなガイドラインや基準を用いて実施されているのかについて、海底石油や天然ガス開発等の例を引きながら、お話しいただきました。

◆ 講師プロフィール ◆

AECOMの日本オフィスにおいて、M&Aにおける環境デューディリジェンス、環境社会配慮確認業務、環境労働安全衛生調査や監査を行う環境コンサルタント。



写真1 講師の大西梨沙
AECOMエリア統括マ
ネージャー。

AECOMとは

AECOMはアメリカの本社を拠点に、世界約150カ国以上にオフィスを持ち、約8万5000人の従業員を擁する。日本でいうゼネコンのような会社であり、交通分野計画、施設管理、環境管理、都市計画、電力網整備等のインフラ整備に関連する業務を行っている。その中で、環境部は環境コンサルティングを担当しており、環境社会配慮業務(Environmental and Social Due Diligence: ESDD)や環境影響評価(Environmental Impact Assessment: EIA)などを行っている。AECOMの中で一番「環境社会配慮業務」に携わっているのがイギリスのチームであり、国際金融公社(IFC)、欧州復興開発銀行(EBRD)や世界銀行(世銀: World Bank)の仕事を請け負っている。国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: JBIC)からも環境社会配慮業務を受託していた。

AECOMは投資サイクルの様々なステージ(スクリーニング、デューディリジェンス(Due Diligence)、投資決定と合意、投資モニタリング、投資エグジット)に合わせてサービスを提供しており、これらを「プロジェクトファイナンスにおける環境・社会関連サービス(Environmental and Social Service)」と呼んでいる。

プロジェクトファイナンスにおける環境社会 配慮確認業務

前述した投資サイクルの中で、「デューディリジェンス」というステージで行うのが、環境社会配慮確認業務である。環境社会配慮確認業務とは、国際的な基準を用いて、大規模なプロジェクトファイナンス(融資)において、環境・社会へのリスク及び影響がどのように評価され、回避、または最小限に抑えられているか

国際開発のプロジェクトファイナンスにおける環境社会配慮確認業務の実際について

を確認する業務である。ここで言う「国際的な基準」とは、各開発金融機関や国際金融機関が独自に設けているガイドラインである。たとえば、世銀セーフガードポリシー、IFCパフォーマンススタンダード、「赤道原則（Equator Principles: EP）」、アジア開発銀行（ADB）環境社会セーフガードポリシー、欧州復興開発銀行（EBRD）パフォーマンス要求、経済開発協力機構（OECD）環境コモンアプローチ等が挙げられる。これらの中で、ベンチマークとして位置づけられているのが世銀セーフガードポリシーおよびIFCパフォーマンススタンダードである。AECOMは、環境社会配慮確認業務を行う際、そのプロジェクトが実施されている国の法令だけでなく、上記のガイドラインも参考にした上で評価を行う。

世銀セーフガードポリシー

複数あるガイドラインの中でベンチマークとされている世界銀行の「セーフガードポリシー」では、環境・社会に関する10項目に焦点を当てている：① 環境アセスメント、② 自然生息地、③ 害虫管理、④ 先住民族、⑤ 物質的文化資源、⑥ 非自発的住民移転、⑦ 森林、⑧ ダムの安全管理、⑨ 国際水路、⑩ 紛争地域。このガイドラインは2012年からの改定プロセスを経て、2018年から新たな環境・社会フレームワークを導入する予定で、おそらく人権や先住民関係が強化されると思われる。これに関する議論は世界銀行ホームページで公開されている。

IFC（International Finance Corporation: 国際金融公社）パフォーマンススタンダード

もうひとつベンチマークとされているガイドライン、「IFCパフォーマンススタンダード（Performance Standard: PS）」は下記の8項目で構成されている（以下（）内は要求事項）。

- ① 環境社会リスク及び影響の評価と管理（PS1） Social and Environmental Assessment and Management Systems（正負両面の環境・社会への影響評価を行う；環境・社会への悪影響の回避ないし最小化、緩和、補償；影響を受ける地域社会の適切な関与；マネジメントシステムによる企業の環境・社会パフォーマンス向上促進。）
- ② 労働者及び労働条件（PS2） Labor and Working Conditions（労働関係の確立、維持、改善；労働者の差別禁止、機会均等、国内の労働法・雇用法の順守の推進；児童労働・強制労働問題への取り組み；安全かつ健康的な労働条件の促進。）
- ③ 資源の効率的利用と汚染の防止・削減（PS3） Resource Efficiency and Pollution Prevention（汚染の回避または最小化；気候変動の一因となる排出の削減を推進。）
- ④ 地域社会の衛生・安全・保安（PS4） Community Health, Safety and Security（地域社会の衛生及び安全に対する、通常時及び非常時両方のリスク・影響を回避または最小化；個人及び資産の保護が合法的な方法で実施されることを確保。）
- ⑤ 用地取得及び非自発的住民移転（PS5） Land Acquisition and Involuntary Resettlement（代替案を検討することより、実施可能な限り、非自発的住民移転を回避または最小化；資産の喪失に対し、再取得コスト分の補償を行い、情報開示・協議の実施・現地住民の参加等を踏まえた住民移転手続きを通して、用地取得等により生じる環境社会面での悪影響を緩和；移転者の生計と生活水準を改善、少なくとも回避；永住権を保証した適切な住居を与えることにより、移転先での生活環境を改善）
- ⑥ 生物多様性の保全及び持続可能な天然資源管理（PS6） Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources（生物多様性の保護及び保全；保全の必要性と開発の優先度を統合した実践方法の採用により天然資源の持続可能な管理と利用を促進）
- ⑦ 先住民族（PS7） Indigenous Peoples（開発プロセスが先住民族の尊厳・人権・期待・文化・自然資源に基づいた生計への全面的尊重を促進することを確保；先住民族の地域社会への負の影響を回避、もしくは文化的に適切な方法で最小化・緩和・保障し、開発の恩恵を得る機会を与える；影響を受ける先住民族との継続的関係の構築、維持；先住民族が伝統的または慣習的に使用している土地の使用にあたっては、先住民族との事前の十分な情報に基づく合意（Free, Prior, and Informed Consent: FPIC）；先住民族の文化・知識・慣習の尊重、保護）。
- ⑧ 文化遺産（PS8） Cultural Heritage（文化遺産の保護および保全への援助；ビジネス活動における文化遺産の利用から得られる恩

恵の公平な分配)

国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation: JBIC) のガイドライン

国際協力銀行 (JBIC) にも「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」というのがあり、そのチェックリストの分類は下記のようになっている (以下、 () 内はチェック項目)。

- ① 許認可・説明 (EIA及び環境許認可；地域住民への説明)
- ② 汚染対策 (大気質；水質；廃棄物；土壌汚染；騒音・振動；地盤沈下；悪臭；底質)
- ③ 自然環境 (保護区；生態系及び生物相；水象；地形・地質；跡地管理)
- ④ 社会環境 (住民移転；生活・生計；文化遺産；景観；少数民族・先住民族；労働環境；地域社会の衛生・安全・保安)
- ⑤ その他 (工事中の影響；事故防止対策；モニタリング)
- ⑥ 留意点 (関連施設等)

環境社会配慮確認業務の実務

AECOMでは、様々なお客様に対して、環境社会配慮確認業務を提供している。実施フローの一例を図1に示す。

プロジェクトが決まれば、まず金融機関のほうで、事業者からプロジェクトに関する情報を提供された後、プロジェクトを環境及び社会への影響度の度合いでカテゴリーA、B、C、Fに分類する。(カテゴリーA：環境・社会面において、深刻なリスクが予想されるか、あるいは、多様で、非可逆的、または前例のない深刻な悪影響を与えるると予測される事業活動。)

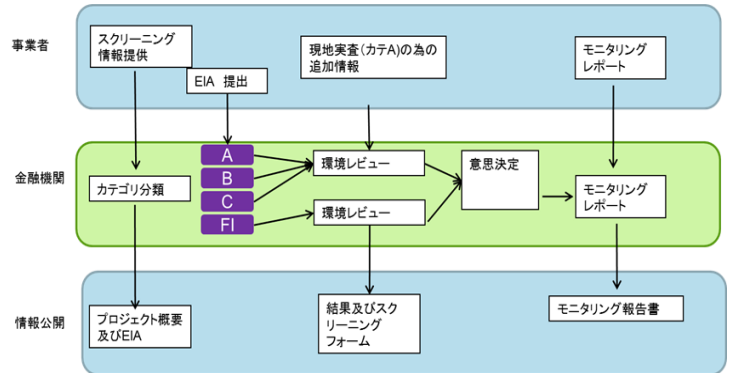


図1 プロジェクトファイナンスにおける環境社会配慮確認業務のフロー (国際協力銀行の例)

その次に、「環境レビュー」という段階に入るが、これが「環境社会配慮確認業務」部分に当たる。「環境レビュー」が終われば、融資をどうするかという「意思決定」が行われ、プロジェクトに融資された後、モニタリングを実施する、という流れになる。

「環境レビュー」の実施にあたり、お客様によってプロセスが異なるが、基本的に、「第三者が作ったEIA報告書をガイドラインに照らし合わせて精査」→「情報が不足しているものについて質問票を作成」→「事業者とレンダーの方々とともに現地調査及びインタビュー」→「(時間の余裕があれば)追加質問事項の作成」→「ガイドラインの要求事項に照らし合わせてギャップ (GAP) 分析」→「成果物 (たとえば、チェックリスト/ 報告書/ ES (環境・社会) アクション計画) の作成」というプロセスで実施する。環境社会配慮確認業務の成果物の一例を表1に示す。

表1 環境社会配慮確認業務の成果物 (国際協力銀行の例)

環境チェックリスト：2. 石油・天然ガス開発 (1)

分類	環境項目	主なチェック事項	環境社会配慮確認結果
1 許認可・説明	(1)ESIA及び環境許認可	① 環境社会影響評価報告書 (ESIAレポート) 等は作成済みか。当該国の公用語又は広く使用されている言語で書かれているか。 ② ESIAレポート等は当該国政府により承認されているか。 ③ ESIAレポート等の承認は無条件か。付帯条件がある場合は、その条件は満たされるか。 ④ 上記以外に、必要な場合には現地の所管官庁からの環境に関する許認可は取得済みか。	
	(2)地域住民への説明	① プロジェクトの内容及び影響について、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて適切な時期に、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等と協議を行い、理解を得ているか。 ② 地域住民等との協議に係る協議記録が作成されているか。 ③ 説明にあたり、地域住民等が理解できる言語と様式による書面が作成されているか。 ④ ESIAレポート等は、地域住民等がいつでも閲覧可能で、コピーの取得が認められているか。 ⑤ 住民及び所管官庁からのコメントに対して適切に対応されているか。	
2 汚染	(1)大気質	① 燃焼施設、処理施設、掘削廃棄物及び関連施設から発生する硫黄酸化物 (SOx)、窒素酸化物 (NOx)、揮発性の有機化合物 (VOCs) の排出量は、当該国の排出基準を満足するか。 ② フレアシステムからの大気汚染物質による周辺環境への悪影響はないか。 ③ 揮発性有機化合物 (VOCs) の排出抑制、漏洩防止対策について検討されるか。 ④ プロジェクトに起因する大気汚染物質により、当該国の環境基準を満足しない区域が生じないか。 ⑤ プロジェクトからの温室効果ガス排出量を削減するための対策がなされるか。	
	(2)水質	① 生産、処理施設、掘削廃棄物及び関連施設からの排水中のpH、SS、BOD、油脂、フェノール、有機化合物、硫化物、重金属類等は当該国の排出基準を満足するか。 ② 坑井掘削に用いられる泥水は当該国の基準に従って適切に処理されるか。 ③ 原油・有害物質等が周辺域に流出・排出しないよう対策がなされるか。 ④ 生活排水及び雨水排水は、当該国の排出基準を満足するか。 ⑤ 排水が表流水あるいは地下水を汚染しないよう対策がなされるか。また、排水により当該国の環境基準を満足しない区域が生じないか。	



写真2 本懇談会では、質疑応答を始める前に、参加者の方々に質問を記入したポストイットをホワイトボード上に貼っていただきます。講師と進行役がそれらを整理してから、質疑を開始。講師はポストイットを眺めながら回答し、記入した方に確認したり、他の専門家からも情報提供いただいたりします。写真中央は、講師の大西梨沙さん、左は第3回懇談会講師・原科幸彦千葉商科大学教授、右は進行役の河野博 教授。

環境社会配慮確認業務における問題点と課題

現在の環境社会配慮確認業務は多くの問題点と課題を抱えている。その例として、プロジェクトが実施される国によってEIA報告書の質と量が異なる、法的要求事項と国際基準の要求事項の違い、環境に関する情報量（及び質）と社会に関する情報量（及び質）の違い、ステークホルダーエンゲージメントプロセスのレベルが国によって異なる、Area of influence（影響範囲）の特定基準が定まっていない、累積的影響の判断が難しい、ベースライン情報の正確性／有無、第三者としてプロジェクトに携わる期間が短く、プロジェクトのライフサイクルが見られない、等が挙げられる。

質疑応答

講演終了後に1時間程度、質疑応答をおこないました（写真2）。その一部をご紹介します。

- Q. 当該国と国際基準の基準値が異なり、それが分析法の違いによるものである場合、どのように評価するのでしょうか。
- A. われわれでは分析ができないので、「評価できる分析方法に変えてください」、あるいは、「その数値を満たしているエビデンスをください」と要求します。
- Q. 世銀セーフガードポリシーやIFCパフォーマンススタンダードなど、環境社会配慮に関わるガイドラインが複数存在しますが、それらの違いは何なのでしょう。
- A. 大きな違いは特になく、ほとんどのガイドラインは世銀セーフガードポリシーやIFCを元に作成されています。これらは全体を網羅しているため、基本的にこれらを押さえれば、大体カバーできます。

Q. EIAを実施した際、社会への情報公開は求められているのでしょうか。

- A. 当該国のEIA制度によります。アメリカの場合、全部公開しないといけないので、すべての情報がオンラインで見られます。一部しか公開していない、あるいは、公開義務がない国もあります。その場合、どれぐらいのレベルのものが、どこに公開されているのかということの評価の中に書きます。それを見て、どういうものにステークホルダーの認知があるのかというところの指標にもなるので、報告書の中には組み入れます。



懇談会終了後、《ふりかえりシート》にご意見・ご感想を記入いただきました。いくつかご紹介します。

- チェックがシステム化されており、非常に参考になった。
- 大西さんご自身が考えている「環境影響評価の課題」がとても印象に残りました。
- 質疑応答セッションがじっくりできたのがよかったです。
- 会話形式でQ&Aをやる方法は、理解が深まって良い。
- 個別の事例についてもっと知りたかったです。
- 海底鉱物資源開発のEIAにIFCスタンダードのガイドライン等からの経験のお話からどう繋げているかを楽しみにしております。

発行：東京海洋大学SIPプロジェクトチーム

発行年月日：2016年12月30日

住所：〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

東京海洋大学 海洋科学部

電話：03-5463-0574（川辺）

ホームページ：

<https://www3.kaiyodai.ac.jp/sip-ocean/>

